

令和5年4月10日

保護者の皆様へ

尾道市立栗原中学校
校長 井上 一男

気象警報等発令時の対応について

陽春の候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より本校教育推進に対しましてご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、尾道市教育委員会「気象警報等発令時の対応について」に基づき、特別警報（大雨、暴雨・暴風雪・大雪・波浪・高潮）や警報発令（大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・波浪・高潮）が、尾道市に発令された場合、生徒の安全確保のため、次のように対応します。ご理解のうえ、各家庭でのご協力をよろしくお願いいたします。

【基本的な対応】

（1）午前6時現在、尾道市に『特別警報』が一つでも発令されているとき

- ① 臨時休業とします。デリバリー給食停止となります。

（2）午前6時現在、尾道市に『警報』が一つでも発令されているとき

- ① 自宅待機してください。デリバリー給食停止となります。
- ② 午前11時までに『警報』が解除になった場合は、登校時刻を決定し、コドモンにて連絡します。
- ③ 午前11時以降も警報が継続の場合は、臨時休業とします。

（3）午前6時以降、始業時までに尾道市に『警報』が一つでも発令されたとき

- ① 登校前であれば、自宅待機し、学校からの指示を待ってください。以降は、（2）の②・③と同じです。
- ② 既に登校した生徒については、学校で待機させます。各家庭には、下校時刻について連絡網で連絡します。なお、下校させた場合は、生徒に帰宅したことを電話で学校へ報告させるとともに、保護者にも連絡するよう指示をします。

【自宅での過ごし方】

強風、増水、がけくずれ等、大変危険な状況が想定されるので、生徒は臨時休業中に外出をしないようにご指導ください。万が一、事故（家屋の浸水、崩壊、ケガ等）に遭遇した時には、学校にも連絡してください。（栗原中学校 電話23-3811）

【お願い】

『警報』が発令されたとき、学校から生徒の安否について、家庭へ電話で確認することがあります。このとき、家庭からの「問い合わせ」の電話が集中しますと、各家庭に学校から連絡ができない状態になりますので、緊急に連絡する必要がある場合以外は学校への連絡はご遠慮ください。

また、コドモンに「未登録」でしたら、是非、登録をお願いします。登録の仕方がわからない場合は、担任までご連絡ください。

家庭のいつも見えるところに掲示してください。